

付録 1-1. 立地選定に関する基準（第 1 章抜粋）

陸上風力発電所の環境影響評価に係る環境の保全上の支障の防止及び 環境の保全の確保を図るための事業実施区域の選定に関する基準

1 趣旨

陸上風力発電所の設置の工事の事業に係る対象事業実施区域の選定に当たり、計画段階配慮事項についての環境影響が事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているものであるか否かについて評価を行うための当該配慮事項に係る環境要素に関する基準並びに当該事業の環境影響評価項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が回避又は低減されているものであるか否かについて評価を行うための当該選定項目に関する基準を定めるもの。

2 基準

(1) 基準 1

環境の保全上の支障を防止するため対象事業実施区域に次に掲げる区域（レッドゾーン）が含まれないこと。

ア 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項に規定する原生自然環境保全地域及び同法第 25 条第 1 項に規定する自然環境保全地域特別地区

イ 岩手県自然環境保全条例（昭和 48 年条例第 62 号）第 15 条第 1 項に規定する自然環境保全地域特別地区

ウ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 1 項に規定する国立公園及び国定公園特別地域並びに同法第 22 条第 1 項に規定する海域公園地区

エ 県立自然公園条例（昭和 33 年条例第 53 号）第 10 条第 1 項に規定する県立自然公園特別地域

オ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する国及び県指定鳥獣保護区特別保護地区

カ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条に規定する砂防指定地

キ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域

ク 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

ケ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項に規定する保安林

コ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 37 条第 1 項に規定する生息地等保護区管理地区

サ 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 14 年条例第 26 号）第 24 条第 1 項に規定する生息地等保護区管理地区

シ 保全対象施設や住居からの距離が 1 km 以内の区域（ただし、騒音レベルのシミュレーション結果が 35 dB 未満の場合及び残留騒音 + 5 dB を下回る場合を除く。）

ス 岩手県が公表するイヌワシの重要な生息地

(2) 基準2

次に掲げる区域（イエローゾーン）の環境の保全への支障を及ぼすおそれがなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められること。

ア 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 28 条第 1 項に規定する自然環境保全地域普通地区

イ 岩手県自然環境保全条例（昭和 48 年条例第 62 号）第 17 条第 1 項に規定する自然環境保全地域普通地区

ウ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 33 条第 1 項に規定する国立公園及び国定公園普通地域

エ 県立自然公園条例（昭和 33 年条例第 53 号）第 12 条第 1 項に規定する県立自然公園普通地域

オ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する国及び県指定鳥獣保護区（ただし、同法第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区を除く。）

カ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域

キ 林野庁又は岩手県が調査をし、把握している山地災害危険地区

ク 岩手県が公表する新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」

ケ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 39 条第 1 項に規定する生息地等保護区監視地区

コ 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 14 年条例第 26 号）第 26 条第 1 項に規定する生息地等保護区監視地区

サ 岩手県が公表するイヌワシの生息地

シ 保全対象施設や住居からの距離が次の区域

(ア) 1 km から 2 km の範囲の区域

(イ) 1 km 以内の区域（ただし、騒音レベルのシミュレーション結果が 35 dB 未満の場合及び残留騒音 + 5 dB を下回る場合に限る。）

ス 1979 年環境庁（現環境省）、文化庁、林野庁による 3 庁合意に基づくカモシカ保護地域

セ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域

ソ 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項に規定する海岸保全区域

タ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域

チ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 6 項第 1 号ロに規定する農地（甲種農地及び第一種農地）

ツ 環境省が実施する自然環境基礎調査において、植生自然度 9 以上に区分された地区

- テ 環境省が実施する自然環境基礎調査において、特定植物群落に選定された地区
- ト 自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）第 8 条第 3 項第 1 号に規定する自然再生の対象となる区域
- ナ 環境省が選定する生物多様性保全上重要な里地里山
- ニ 環境省が選定する生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ヌ 林野庁及び岩手県が設定する緑の回廊
- ネ NGO コンサベーション・インターナショナルが選定する KBA（生物多様性の保全の鍵になる重要な地域）
- ノ 環境省が計画し、環境省及び岩手県で整備を進める長距離自然歩道
- ハ 世界遺産における眺望点
- ヒ 世界文化遺産の資産及びその緩衝地帯
- フ 岩手県教育委員会が周知する埋蔵文化財包蔵地
- ヘ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区
- ホ 文化庁が選定する重要文化的景観
- マ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 142 条に規定する伝統的建造物群保存地区
- ミ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項に規定する国指定史跡名勝天然記念物
- ム 岩手県文化財保護条例（昭和 51 年条例第 44 号）第 37 条第 1 項に規定する県指定史跡名勝天然記念物
- メ 岩手県内の各市町村が規定する市町村指定史跡名勝天然記念物
- モ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 2 条第 2 項に規定する重点区域
- ヤ 環境省が認定する自然共生サイト
- ユ 2 (1) ウ又はエからの眺望方向又は 2 (1) ウ又はエの外側から当該区域方向への眺望方向に、対象事業実施区域又は事業により出現する工作物が含まれる場合の当該区域

(3) 基準 3

基準 1 及び基準 2 に掲げる区域以外の区域の環境の保全への適正な配慮を確保するものと認められること。

3 備考

当該基準は、社会環境、自然環境等の変化に応じて、適宜見直すこととする。